

作業基準

仕様書に定める搬送業務に係る作業の基準は次のとおりとする。

1 物品等の梱包及び荷ほどきについて

- (1) 搬出搬入時に物品等に損傷、破損、紛失等の事故のないよう梱包は確実に
行うこと。
- (2) 特別の指示がある物品等の取扱いは、慎重を期し事故等のないようにするこ
と。
- (3) 取扱いに資格等を必要とする物品等については、有資格者自ら、又は有資
格者の指示に基づき取り扱うこと。
- (4) 物品等の損傷、破損、紛失等の事故が生じないよう特に留意し、その管理
に万全を期すこと。なお、万一事故が発生した場合は、直ちに委託者に報告
すること。
- (5) 学校敷地内での喫煙は厳禁とする。
- (6) 火気には十分注意し、防火上必要と認められるときは巡回等を行うこと。
- (7) 荷ほどきは、物品等を所定の場所に移送した後行うこととする。ただし、
学校側が指定した物品については開封その他の行為（内容等の確認）は厳禁
とする。
- (8) 業務完了時は清掃を実施し、不要資材等が散乱することのないよう養生を
確実に行うこと。
- (9) 委託者が指定する場所以外には立ち入らないこと。
- (10) その他梱包等に関する事項で、本基準に定めのない事項については、双方
協議のうえ決定する。

2 物品等の搬出、搬入等について

- (1) 物品の搬出及び搬入箇所の財産等の保全について特に留意すること。
- (2) 車両等の運行にあたっては危険防止及び安全確保に留意すること。また学
校側と十分協議のうえ車両誘導員を配置すること。
- (3) 作業中危険が生じると予想される場所がある場合は、速やかに委託者に報
告するとともに適切な処置を講ずること。
- (4) 作業中に事故が発生した場合は、速やかに処置するとともに委託者に直ち
に報告すること。
- (5) その他搬出、搬入等に関する事項で、本基準に定めのない事項については、
双方協議のうえ決定する。